

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例新旧対照表

改正案	現行
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 目次 第 1 章～第 9 章 略 第 10 章 <u>自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減</u> 第 1 節 <u>自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減</u>に係る使用者等の責務(第 98 条～第 101 条) (中略) 第 12 章 地球環境の保全 第 1 節 温暖化物質の排出抑制<u>に関する指針</u>(第 121 条～第 123 条) (目次以下略) 第 1 条～第 29 条 略 (環境配慮書の作成) 第 30 条 第 17 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者のうち、規則で定める指定事業所を設置しようとする者は、事業の内容、規模、使用する施設の種類等に応じ、次に掲げる事項について、第 69 条、第 72 条、第 93 条、第 107 条若しくは<u>第 121 条</u>の規定による指針又は川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成 4 年川崎市条例第 51 号。以下「川崎市廃棄物条例」という。)の規定に基づき環境への負荷の低減に配慮した内容を記載	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 目次 第 1 章～第 9 章 略 第 10 章 <u>自動車公害の防止</u> 第 1 節 <u>自動車公害の防止</u>に係る使用者等の責務(第 98 条～第 101 条) (中略) 第 12 章 地球環境の保全 第 1 節 温暖化物質の排出抑制(第 121 条～第 123 条) (目次以下略) 第 1 条～第 29 条 略 (環境配慮書の作成) 第 30 条 第 17 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者のうち、規則で定める指定事業所を設置しようとする者は、事業の内容、規模、使用する施設の種類等に応じ、次に掲げる事項について、第 69 条、第 72 条、第 93 条、第 107 条若しくは<u>第 123 条</u>の規定による指針又は川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成 4 年川崎市条例第 51 号。以下「川崎市廃棄物条例」という。)の規定に基づき環境への負荷の低減に配慮した内容を記載

した書面(以下「環境配慮書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 環境への負荷の低減に係る事項
- (2) 化学物質の適正管理に係る事項
- (3) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項
- (4) 二酸化炭素その他の規則で定める温室効果ガス(以下「温暖化物質」という。)の排出の抑制に係る事項
- (5) 廃棄物の発生の抑制及び再生利用等に係る事項
- (6) 環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規則で定める指定事業所を設置している者は、第 22 条第 1 項の許可の申請を行う場合に、あらかじめ、規則で定めるところにより、環境配慮書を作成しなければならない。前項の規則で定める指定事業所以外の指定事業所を設置している者が、同条第 1 項の許可の申請を行う時に、当該許可に係る変更により、前項の規則で定める指定事業所を設置していることとなるときも、同様とする。

(環境配慮書に係る指導等)

第 31 条 市長は、環境配慮書の提出があった場合は、第 69 条、第 72 条、第 93 条、第 107 条若しくは第 121 条の規定による指針又は川崎市廃棄物条例の規定を勘案し、当該環境配慮書を提出した者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、前項の指導及び助言を行うに当たっては、当該指定事業

した書面(以下「環境配慮書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 環境への負荷の低減に係る事項
- (2) 化学物質の適正管理に係る事項
- (3) 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項
- (4) 二酸化炭素その他の規則で定める温室効果ガス(以下「温暖化物質」という。)の排出の抑制に係る事項
- (5) 廃棄物の発生の抑制及び再生利用等に係る事項
- (6) 環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規則で定める指定事業所を設置している者は、第 22 条第 1 項の許可の申請を行う場合に、あらかじめ、規則で定めるところにより、環境配慮書を作成しなければならない。前項の規則で定める指定事業所以外の指定事業所を設置している者が、同条第 1 項の許可の申請を行う時に、当該許可に係る変更により、前項の規則で定める指定事業所を設置していることとなるときも、同様とする。

(環境配慮書に係る指導等)

第 31 条 市長は、環境配慮書の提出があった場合は、第 69 条、第 72 条、第 93 条、第 107 条若しくは第 123 条の規定による指針又は川崎市廃棄物条例の規定を勘案し、当該環境配慮書を提出した者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、前項の指導及び助言を行うに当たっては、当該指定事業

所の設置又は変更に関する事項の全体を包括して体系的に、かつ、総合して多角的に当該指定事業所において生ずる環境への負荷の低減に向けた配慮の内容を検討するものとする。

- 3 市長は、環境配慮書が提出されない場合は、期限を定めて当該環境配慮書の提出を勧告することができる。

第 32 条～第 97 条 略

第 10 章 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減

第 1 節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減
に係る使用者等の責務

(自動車の使用者等の責務)

第 98 条 何人も、自動車から発生する排出ガス及び騒音を低減し、自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減を図るため、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 低公害車の利用
- (2) 共同輸配送等による輸送効率の向上
- (3) 公共の交通機関の利用
- (4) 自動車の適正な運転及び整備

(荷主及び荷受人の責務)

第 99 条 荷主及び荷受人は、自らの責任と相互の協力により、自動車から発生する排出ガス及び騒音を低減するため、計画的な運行に努めなければならない。

2 荷主は、自己の主たる事業に係る貨物又は廃棄物（以下「貨物等」

所の設置又は変更に関する事項の全体を包括して体系的に、かつ、総合して多角的に当該指定事業所において生ずる環境への負荷の低減に向けた配慮の内容を検討するものとする。

- 3 市長は、環境配慮書が提出されない場合は、期限を定めて当該環境配慮書の提出を勧告することができる。

第 32 条～第 97 条 略

第 10 章 自動車公害の防止

第 1 節 自動車公害の防止に係る使用者等の責務

(自動車の使用者等の責務)

第 98 条 何人も、自動車から発生する排出ガス及び騒音を低減し、自動車による公害を防止するため、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 低公害車の利用
- (2) 共同輸配送等による輸送効率の向上
- (3) 公共の交通機関の利用
- (4) 自動車の適正な運転及び整備

(荷主及び荷受人の責務)

第 99 条 荷主及び荷受人は、自らの責任と相互の協力により、自動車から発生する排出ガス及び騒音を低減するため、計画的な運行に努めなければならない。

という。)を市内の自己の事業所その他の場所(以下「事業所等」という。)から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境への配慮のため必要な事項として規則で定める項目(以下「環境配慮行動項目」という。)の実施を要請する旨を記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下「環境配慮行動要請票」という。)を提供し、当該環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に規則で定める自動車(以下「対象自動車」という。)が使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 荷主が委託した貨物運送事業者等(規則で定める事業者等をいう。以下同じ。)

(2) 当該貨物等の荷受人(当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。)

3 荷受人は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施の要請に努めなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 荷受人が委託した貨物運送事業者等

(2) 当該貨物等の荷主(当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。)

(指定荷主及び指定荷受人の責務)

第99条の2 前条第2項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る

自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷主（以下「指定荷主」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等から次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等

(2) 当該貨物等の荷受人（当該荷受人が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

2 前条第3項の規定にかかわらず、貨物等の運搬に係る自動車から発生する排出ガスによる環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める要件に該当する荷受人（以下「指定荷受人」という。）は、貨物等を市内の自己の事業所等に次に掲げる者に運搬させようとするときは、その者に対し、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請しなければならない。ただし、運搬に対象自動車を使用されないことが明らかな場合は、この限りでない。

(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等

(2) 当該貨物等の荷主（当該荷主が委託した貨物運送事業者等に運搬させる場合を含む。）

3 指定荷主及び指定荷受人は、第1項又は前項の規定による提供に係る環境配慮行動要請票（書面の場合は、その写し）を、規則で定める期間、保存しなければならない。

4 指定荷主及び指定荷受人は、第 1 項又は第 2 項の規定による要請の実施状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

5 前項の規定は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成 21 年川崎市条例第 号）第 10 条第 1 項の規定により、第 1 項又は第 2 項の規定による要請の実施状況の報告を行った指定荷主及び指定荷受人については、適用しない。

（指定荷主及び指定荷受人への勧告等）

第 99 条の 3 市長は、指定荷主及び指定荷受人が、正当な理由がなく前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による提供をせず、若しくは要請をせず、同条第 3 項の規定による保存をせず、又は同条第 4 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第 1 項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする

第 100 条～第 120 条 略

第 12 章 地球環境の保全

第 1 節 温暖化物質の排出抑制に関する指針

第 100 条～第 120 条 略

第 12 章 地球環境の保全

第 1 節 温暖化物質の排出抑制

(温暖化物質の排出抑制に関する指針)

第 121 条 市長は、事業者が行う温暖化物質の排出の抑制に係る取組を支援するため、温暖化物質の排出抑制に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第 122 条及び第 123 条 削除

(温暖化物質の排出抑制)

第 121 条 市民は、地球の温暖化を防止するため、自らの責任と相互の協力により、日常生活における温暖化物質の排出の抑制に努めなければならない。

第 122 条 事業者は、事業活動を行うに当たり、地球の温暖化を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げるところにより温暖化物質の排出の抑制に努めなければならない。

(1) 燃料の燃焼の合理化を図ること。

(2) 加熱、冷却、伝熱等の合理化を図るとともに、放射、伝導等による熱の損失を防止すること。

(3) 廃熱を回収し、利用すること。

(4) 温暖化物質を排出する設備の効率的な使用を行うこと。

2 温暖化物質を排出する規則で定める指定事業所を設置する者は、規則で定めるところにより、当該指定事業所の温暖化物質の排出量を把握しなければならない。

3 市長は、前項の規則で定める指定事業所を設置する者に対し、同項の規定により把握した温暖化物質の排出量について、報告を求めることができる。

(温暖化物質の排出抑制に関する指針)

第 123 条 市長は、事業者が行う温暖化物質の排出の抑制に係る取組を支援するため、温暖化物質の排出抑制に関する指針を定め、

(以下略)

これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。
(以下略)